平成２２年（フ）第８８号
山形県鶴岡市新海町27番34号
債務者　上野　　峯
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８９号
山形県鶴岡市大塚町32番32号　エイトホークス４番館、住民票上の住所山形県鶴岡市大西町35番41号
債務者　冨樫　政人
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第９０号
山形県鶴岡市大塚町32番32号　エイトホークス４番館、住民票上の住所山形県鶴岡市大西町35番41号
債務者　冨樫　清美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１３７号
新潟県村上市羽黒町１番11―13号　リバティヒルズＥ
債務者　小栗　和也
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７２５号
京都府向日市向日町南山39番地の８
債務者　彌三川秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０５号
京都市伏見区淀新町112番地３
債務者　戸田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０６号
京都市伏見区淀新町112番地３
債務者　戸田　照美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６８号
京都市下京区東洞院通正面下る廿人講町29番地　川端方
債務者　橋本　太郎
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０９号
京都府八幡市男山石城１―Ｂ42―502、住民票上の住所大阪府枚方市招堤大谷３丁目30番11号
債務者　立古　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３３号
京都市南区西九条唐橋町70番地　バーレン45―210号
債務者　松原　俊介
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４６号
京都府城陽市寺田宮ノ平27番地の１　レオパレスヴィラパルク弐番館103号
債務者　松村ピアノ教室こと　山内　智代
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５５号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　18棟301号
債務者　吉田　頭人
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７６号
京都市中京区壬生森前町25番地
債務者　水上　信一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８８号
京都市左京区下鴨東森ケ前町３番地４
債務者　西地　康宏
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９３号
京都府宇治市神明宮北59番地　ノースパレス27・205号
債務者　ル・シュマンサンこと　上田　　泉
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８４号
京都市西京区桂池尻町52番地10
債務者　新井　博美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９９号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地　15棟104号
債務者　尾﨑　清子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係